

**長野県告示第466号**

長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第8条第1項第7号の規定により、許可を受けなければ屋外において集積し、又は貯蔵してはならない物を次のとおり指定し、平成15年10月1日から施行します。

平成15年9月29日

長野県知事 田中康夫

土石、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源及び同条第5項に規定する再生部品

環境自然保護課

長野県告示第467号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、内水面における共同漁業権及び区画漁業権の免許の内容等について次のとおり定めました。

平成15年9月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 免許の内容となる事項及び関係地区又は地元地区
別表のとおり
- 2 漁業権に付される制限又は条件
 - (1) 治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと。
 - (2) こい小割式養殖業の小割網生けす1面の面積は82.5平方メートル以内とし、その敷設数は35面以内とすること。
 - (3) 地域に開かれた漁業協同組合づくりをすすめるために、財務運営、増殖事業及び遊漁規則等の内容を、ホームページ等を通じて地域住民や遊漁者等へ積極的に情報開示を行うこと。
 - (4) 地域づくりに貢献するために、漁場の利活用について地域と協議する体制づくりを行い、住民による環境保全活動、環境学習及び地域振興施策等を支援すること。
- 3 免許予定日
平成16年1月1日
- 4 免許の申請期間
平成15年10月14日から平成15年10月24日まで
なお、内共第14号の漁業権については、平成15年11月10日から平成15年11月14日までとします。
- 5 漁業権の存続期間
 - (1) 共同漁業権 平成16年1月1日から平成25年12月31日まで
 - (2) 区画漁業権 平成16年1月1日から平成20年12月31日まで

| 漁業の権の番号 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 関係地区又は地元地区 |
|---------|---------|--|----------------------------------|---|--|---|
| 内共第1号 | 第5種共同漁業 | 漁業 あゆいなうぐいおいかわかじかうなぎわかさぎにじますやまめいわなしなのゆきます | 1月1日から12月31日まで | 長野市から上流の千曲川本流及び支流 | 次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の千曲川本流及び支流。ただし、松原湖及び長湖並びにこれらを結ぶ河川、南佐久郡佐久町大字大日向地籍の古谷ダム上流端から上流250メートル及び下流150メートルの間の抜井川本流並びに小県郡丸子町大字西内地籍の内村ダム上流端から上流100メートル及び下流300メートルの間の内村川本流は除く。 基点第1号 長野市真島町真島地籍の千曲川左岸の小山用水尻暗きよ西口南端 基点第2号 長野市松代町大室地籍の千曲川右岸の長野電鉄ハナレ山隧道南端 | 長野市、上田市、小諸市、佐久市、千曲市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡、及び埴科郡 |
| 内共第2号 | 第5種共同漁業 | 漁業 あゆいなうぐいおいかわかじかうなぎにじますやまめいわなし | 長野市から下流の千曲川本流及び支流並びに長野市の区域内の犀川本流 | 次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線と、下水内郡栄村大字北信地先の新潟県境との間の千曲川本流及び支流並びに基点第3号と基点第4号を結ぶ線から下流の犀川本流。ただし、新潟県の区域の釜川本流及び支流並びに下高井郡山ノ内町大字平穏地籍の湖沼は除く。 基点第1号 長野市真島町真島地籍の千曲川左岸の小山用水尻暗きよ西口南端 基点第2号 長野市松代町大室地籍の千曲川右岸の長野電鉄ハナレ山隧道南端 基点第3号 長野市大字大豆島大字大境地籍の犀川左岸の長野市清掃工場の煙突 基点第4号 長野市真島町地先の犀川右岸の真島町と青木島町との境界点 | 長野市、須坂市、中野市、飯山市、上高井郡、下高井郡、上水内郡(信州新町、鬼無里村、中条村及び小川村を除く。)及び下水内郡 | |

(別表)

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|----------------|--|-----------------------------------|--------------------------------------|--|--------------|----------------|--|-----------------------------------|--------------------------------|---|
| <p>内共第3号</p> | <p>第5種共同漁業</p> | <p>あゆいなか うぐい おいかわ かじか うなぎ にじます やまめ いわな</p> | <p>漁業 " " " " " " " " " "</p> | <p>長野市並びに上水内郡戸隠村及び鬼無里村の裾花川本流及び支流</p> | <p>次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の裾花川本流及び支流 基点第1号 長野市大字中御所地籍の長安橋の左岸橋台の上流端 基点第2号 長野市大字安茂里地籍の長安橋の右岸橋台の上流端</p> | <p>内共第4号</p> | <p>第5種共同漁業</p> | <p>あゆいなか うぐい おいかわ かじか うなぎ にじます やまめ いわな ひめな しなのゆきます</p> | <p>漁業 " " " " " " " " " "</p> | <p>長野市から上流の犀川本流及び支流並びに柳久保池</p> | <p>長野市、松本市、大町市、塩尻市、木曾郡橈川村、東筑摩郡、南安曇郡、北安曇郡（白馬村及び小谷村を除く。）更級郡並びに上水内郡信州新町、中条村及び小川村</p> |
|--------------|----------------|--|-----------------------------------|--------------------------------------|--|--------------|----------------|--|-----------------------------------|--------------------------------|---|

岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡

次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の天竜川本流及び支流、諏訪湖並びに諏訪湖に流入する河川の本流及び支流。ただし、次の基点第3号と基点第4号を結ぶ線から上流の音無川本流及び支流並びに白樺湖及びこれに流入する河川は除く。
基点第1号 岡谷市川岸東5丁目5589—1番地先の天竜川左岸の岡谷市と上伊那郡辰野町との境界点
基点第2号 岡谷市川岸除ケ5584番地先の天竜川右岸の岡谷市と上伊那郡辰野町との境界点
基点第3号 茅野市北山本道地籍の一ノ橋の左岸橋台の上流端
基点第4号 茅野市北山本道地籍の一ノ橋の右岸橋台の上流端

岡谷市の区域及び天竜川本流及び支流、諏訪湖全域並びに岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡の区域内の諏訪湖に流入する河川の本流及び支流

しじみ
たんがいがいい、たにし)
漁業
漁業

あこふうおいかわうなぎどじょうなまざわかさぎむろ(もろこ、もつご)
ゆい
な
うぐい
おいかわ
うなぎ
どじょう
なまざ
わかさぎ
むろ(もろこ、もつご)
とんこはぜ(うきごり、よしのぼり、びりんご)
にじます
あまご
いわな
え
漁業
" "
" "
" "
" "
" "
" "
" "
" "
" "
" "
" "
" "
" "
" "
" "
" "

第1種共同漁業

第5種共同漁業

内共第5号

飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、塩尻市、上伊那郡及び下伊那郡(浪合村、平谷村及び根羽村を除く。)

次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線と基点第3号と基点第4号を結ぶ線との間の天竜川本流及び支流、基点第5号と基点第6号を結ぶ線から上流の早木戸川本流及び支流並びに基点第7号と基点第8号を結ぶ線から上流の虫川本流及び支流。ただし、次の基点第9号から南西の方向を見通す線から上流の和知野川(通称浪合川)本流及び支流、基点第10号と基点第11号を結ぶ線と基点第12号と基点第13号を結ぶ線との間の小渋川、上伊那郡中川村大草地籍の桑原滝から下流の四徳川並びに小渋川との合流点から上流600メートルの間の滝沢川は除く。
基点第1号 上伊那郡辰野町大字平出地先の天竜川左岸の上伊那郡辰野町と岡谷市との境界点
基点第2号 上伊那郡辰野町大字平出地先の天竜川右岸の上伊那郡辰野町と岡谷市との境界点
基点第3号 下伊那郡天龍村平岡松崎地籍の平岡ダムの上流下流端
基点第4号 下伊那郡天龍村長島日陰山地籍の平岡ダムの右岸下流端
基点第5号 下伊那郡天龍村神原本林地籍の早木戸橋の左岸橋台の下流端
基点第6号 下伊那郡天龍村神原天竜川内小梨地籍の早木戸橋の右岸橋台の下流端
基点第7号 下伊那郡天龍村神原坂部地籍の虫川橋の左岸橋台の下流端
基点第8号 下伊那郡天龍村神原坂部地籍の虫川橋の右岸橋台の下流端
基点第9号 下伊那郡阿南町和合日影地先の和知野川(通称浪合川)左岸の下伊那郡阿南町と同郡浪合村との境界点
基点第10号 下伊那郡松川町生田地籍の小渋ダムの左岸下流端
基点第11号 下伊那郡中川村大草地籍の小渋ダムの右岸下流端
基点第12号 下伊那郡大鹿村大字大河原地籍の生田ダム(通称落合ダム)の左岸上流端
基点第13号 下伊那郡大鹿村大字大河原地籍の生田ダム(通称落合ダム)の右岸上流端

上伊那郡辰野町から下伊那郡天龍村平岡に至る天竜川本流及び支流、下伊那郡阿南町及び天龍村の区域内の早木戸川本流及び支流並びに下伊那郡天龍村の区域内の虫川本流及び支流

漁業
" "
" "
" "
" "
" "
" "
" "
" "
" "
" "

第5種共同漁業

内共第6号

| | | | | |
|--------------|---|--|--|--------------------------------|
| <p>内共第7号</p> | <p>第5種共同漁業</p> <p>あゆいな こふうぐいか うなぎ わかさぎ にじます あまご いわな</p> <p>漁業 " " " " " " " " "</p> | <p>木曾郡南木曾町 吾妻から上流の 木曾川本流及び 支流並びに木曾 郡南木曾町の区 域内の坪川及び 長谷川の本流及 び支流</p> | <p>次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の木曾川本流及び支流、基点第3号と基点第4号を結ぶ線から上流の坪川本流及び支流並びに基点第5号と基点第6号を結ぶ線から上流の長谷川本流及び支流。 基点第1号 木曾郡南木曾町吾妻地籍の山口ダムの左岸下流端 基点第2号 木曾郡南木曾町田立地籍の山口ダムの右岸下流端 基点第3号 木曾郡南木曾町田立地籍のJ R 東海中央線大滝川橋りょう(木曾川本流側橋りょう)の左岸橋台の下流端 基点第4号 木曾郡南木曾町田立地籍のJ R 東海中央線大滝川橋りょう(木曾川本流側橋りょう)の右岸橋台の下流端 基点第5号 木曾郡南木曾町田立地籍のJ R 東海中央線長谷川橋りょうの左岸橋台の下流端 基点第6号 木曾郡南木曾町田立地籍のJ R 東海中央線長谷川橋りょうの右岸橋台の下流端</p> | <p>木曾郡 (檜川村及び山口村を除く。)</p> |
| <p>内共第8号</p> | <p>第5種共同漁業</p> <p>うぐいに じます やまめ いわな</p> <p>漁業 " " "</p> | <p>北安曇郡白馬村 及び小谷村の区 域内の姫川本流 及び支流</p> | <p>北安曇郡小谷村大字北小谷地籍の蒲原沢との合流点から上流の姫川本流及び支流並びに次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の横川本流及び支流 基点第1号 北安曇郡小谷村大字北小谷地籍のJ R 西日本大糸線横川橋りょうの左岸橋台の下流端 基点第2号 北安曇郡小谷村大字北小谷地籍のJ R 西日本大糸線横川橋りょうの右岸橋台の下流端</p> | <p>北安曇郡白馬村及び小谷村</p> |
| <p>内共第9号</p> | <p>第5種共同漁業</p> <p>にじます やまめ いわな</p> <p>漁業 " "</p> | <p>下高井郡山ノ内町及び木島平村並びに下水内郡栄村の区域の中津川本流及び支流</p> | <p>次の基点から西の方向を見通す線から上流の中津川本流及び支流。ただし、群馬県の区域内の支流は除く。 基点 下水内郡栄村大字塚字小赤沢鳥越地先の中津川右岸の長野県と新潟県との境界点</p> | <p>下高井郡山ノ内町及び木島平村並びに下水内郡栄村</p> |

| | | | | | | |
|--------|---------|---|---------------------------------------|--------------------------------|--|---------|
| 内共第10号 | 第5種共同漁業 | あゆ うぐい おいかわ あまご いわな | 漁業 " " " " " " | 下伊那郡根羽村の区域内の矢作川本流及び支流 | 次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の矢作川本流及び支流。ただし、愛知県の区域内(県境を含む。)の支流は除く。 基点第1号 下伊那郡根羽村6178番の454地先の矢作川左岸の国界岩 基点第2号 下伊那郡根羽村地籍の国界橋の左岸橋台の下流端 | 下伊那郡根羽村 |
| 内共第11号 | 第5種共同漁業 | こい な わかさぎ | 漁業 " " " " | 南佐久郡小海町の区域内の松原湖及び長湖並びにこれらを結ぶ河川 | 松原湖及び長湖並びにこれらを結ぶ河川 | 南佐久郡小海町 |
| 内共第12号 | 第5種共同漁業 | こい な うぐい うなぎ わかさぎ ひめさす えび | 漁業 " " " " " " " " " " | 上水内郡信濃町の区域内の野尻湖、池尻川及び古海川 | 野尻湖、上水内郡信濃町大字野尻字役屋敷地先の東北電力池尻川制水門扉より上流の池尻川並びに古海川本流及び支流 | 上水内郡信濃町 |

| | | | | | |
|------------|---------------|---|---|--|--|
| 内 共 第 13 号 | 第 5 種 共 同 漁 業 | こ い な ふ う ぐ い お い か わ う な ぎ わ か さ ぎ い わ な ひ め ま す 木 崎 ま す し な の ゆ き ま す " | 大 町 市 の 区 域 内 の 農 具 川、 木 崎 湖、 中 綱 湖 及 び 青 木 湖 並 び に 大 町 市 及 び 北 安 曇 郡 美 麻 村 の 区 域 内 の 此 れ ら の 湖 沼 に 流 入 す る 河 川 の 本 流 及 び 支 流 | 次 の 基 点 第 1 号 と 基 点 第 2 号 を 結 ぶ 線 か ら 上 流 の 農 具 川、 木 崎 湖、 中 綱 湖、 青 木 湖 並 び に 此 れ ら の 湖 沼 に 流 入 す る 河 川 の 本 流 及 び 支 流 基 点 第 1 号 大 町 市 大 字 平 字 藤 渡 地 籍 の 木 崎 橋 の 左 岸 橋 台 の 上 流 端 基 点 第 2 号 大 町 市 大 字 平 字 藤 渡 地 籍 の 右 岸 橋 台 の 上 流 端 | 大 町 市 及 び 北 安 曇 郡 美 麻 村 |
| 内 共 第 14 号 | 第 5 種 共 同 漁 業 | あ こ い な ふ う ぐ い お い か わ う な ぎ あ ま ご " | 岐 阜 県 中 津 川 市 か ら 上 流 木 曾 郡 南 木 曾 町 に 至 る 木 曾 川 本 流 及 び 支 流 | 次 の 基 点 第 1 号 と 基 点 第 2 号 を 結 ぶ 線 と 基 点 第 3 号 と 基 点 第 4 号 を 結 ぶ 線 の 間 の 木 曾 川 本 流 及 び 支 流、 た だ し、 次 の 基 点 第 5 号 と 基 点 第 6 号 を 結 ぶ 線 か ら 上 流 の 落 合 川、 基 点 第 7 号 と 基 点 第 8 号 を 結 ぶ 線 か ら 上 流 の 外 洞 川、 基 点 9 号 と 基 点 第 10 号 を 結 ぶ 線 か ら 上 流 の 川 上 川、 基 点 第 11 号 と 基 点 第 12 号 を 結 ぶ 線 か ら 上 流 の 坪 川 及 び 基 点 第 13 号 と 基 点 第 14 号 を 結 ぶ 線 か ら 上 流 の 長 谷 川 は 除 く。 基 点 第 1 号 岐 阜 県 中 津 川 市 落 合 地 籍 の 落 合 堰 堤 の 左 岸 下 流 端 基 点 第 2 号 岐 阜 県 中 津 川 市 瀨 戸 地 籍 の 落 合 堰 堤 の 右 岸 下 流 端 基 点 第 3 号 木 曾 郡 南 木 曾 町 吾 妻 地 籍 の 山 口 ダ ム の 左 岸 下 流 端 基 点 第 4 号 木 曾 郡 南 木 曾 町 田 立 地 籍 の 山 口 ダ ム の 右 岸 下 流 端 基 点 第 5 号 岐 阜 県 中 津 川 市 落 合 地 籍 の 村 瀬 橋 の 左 岸 橋 台 の 下 流 端 基 点 第 6 号 岐 阜 県 中 津 川 市 落 合 地 籍 の 村 瀬 橋 の 右 岸 橋 台 の 下 流 端 基 点 第 7 号 岐 阜 県 恵 那 郡 坂 下 町 字 新 田 地 籍 の J R 東 海 中 央 線 袖 川 橋 り よ う (木 曾 川 本 流 側 橋 り よ う) の 左 岸 橋 台 の 下 流 端 基 点 第 8 号 岐 阜 県 恵 那 郡 坂 下 町 字 新 田 地 籍 の J R 東 海 中 央 線 袖 川 橋 り よ う (木 曾 川 本 流 側 橋 り よ う) の 右 岸 橋 台 の 下 流 端 基 点 第 9 号 岐 阜 県 恵 那 郡 坂 下 町 西 方 寺 地 籍 の 西 方 寺 堰 堤 の 左 岸 下 流 端 基 点 第 10 号 岐 阜 県 恵 那 郡 坂 下 町 西 方 寺 地 籍 の 西 方 寺 堰 堤 の 右 岸 下 流 端 基 点 第 11 号 木 曾 郡 南 木 曾 町 田 立 地 籍 の J R 東 海 中 央 線 大 滝 川 橋 り よ う (木 曾 川 本 流 側 橋 り よ う) の 左 岸 橋 台 の 下 流 端 基 点 第 12 号 木 曾 郡 南 木 曾 町 田 立 地 籍 の J R 東 海 中 央 線 大 滝 川 橋 り よ う (木 曾 川 本 流 側 橋 り よ う) の 右 岸 橋 台 の 下 流 端 | 木 曾 郡 南 木 曾 町 及 び 山 口 村 並 び に 岐 阜 県 中 津 川 市 及 び 恵 那 郡 坂 下 町 |

| | | | |
|---------------------------------|---|---|--|
| | <p>基点第13号 木曾郡南木曾町田立地籍のJR東海中央線長谷川橋りょうの左岸橋台の下流端 基点第14号 木曾郡南木曾町田立地籍のJR東海中央線長谷川橋りょうの右岸橋台の下流端</p> | | |
| <p>下伊那郡浪合村</p> | <p>次の基点から北東の方向を見通す線から上流の和知野川(通称浪合川)本流及び支流 基点 下伊那郡浪合村956番地109地先の和知野川(通称浪合川)右岸の下伊那郡浪合村と同郡阿南町との境界点</p> | <p>下伊那郡浪合村の区域内の和知野川(通称浪合川)本流及び支流</p> | <p>漁業 〃</p> <p>あまご いわな</p> <p>第5種共同漁業</p> <p>内共第15号</p> |
| <p>下伊那郡平谷村</p> | <p>次の基点から南の方向を見通す線から上流の平谷川本流及び支流 基点 下伊那郡平谷村地籍の合川橋の左岸橋台の下流端</p> | <p>下伊那郡平谷村の区域内の平谷川本流及び支流</p> | <p>漁業 〃</p> <p>あまご いわな</p> <p>第5種共同漁業</p> <p>内共第16号</p> |
| <p>諏訪郡富士見町及び原村並びに山梨県北巨摩郡白州町</p> | <p>次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の釜無川本流及び支流 基点第1号 諏訪郡富士見町地籍の白州町道松原国界線に架かる国界橋の左岸橋台の上流端 基点第2号 山梨県北巨摩郡白州町地籍の白州町道松原国界線に架かる国界橋の右岸橋台の上流端</p> | <p>諏訪郡富士見町及び原村並びに山梨県北巨摩郡白州町の区域内の釜無川本流及び支流</p> | <p>漁業 〃 〃 〃</p> <p>かじかに じまご あまご いわな</p> <p>第5種共同漁業</p> <p>内共第17号</p> |

| | | | | | | |
|------------|---------------|--------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|---|----------------------|
| 内 共 第 18 号 | 第 5 種 共 同 漁 業 | あゆ うぐい にじます やまめ いわな | 漁業 " " " " " " | 北安曇郡小谷村 及び新潟県糸魚 川市の区域内の 姫川本流 | 北安曇郡小谷村大字鎌倉山、新潟県糸魚川市大字大所地籍のJR西日本大 糸線第6鉄橋上流端から上流蒲原沢との合流点までの姫川本流 | 北安曇郡小谷村及 び新潟県糸魚川市 |
| 内 共 第 19 号 | 第 5 種 共 同 漁 業 | こい な うぐい にじます やまめ いわな | 漁業 " " " " " " " " | 上水内郡信濃町 の区域内の池尻 川本流及び支流 | 池尻川本流及び支流。ただし、上水内郡信濃町六月地籍の赤川との合流点 から上流の池尻川本流及び支流は除く。 | 上水内郡信濃町 |
| 内 区 第 1 号 | 第 2 種 区 画 漁 業 | こい な わかさぎ にじます しなのゆきます | 漁業 " " " " " " | 茅野市及び北佐 久郡立科町の区 域内の白樺湖 | 白樺湖及び次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の音無川。 基点第1号 茅野市北山本道地籍の一ノ橋の左岸橋台の上流端 基点第2号 茅野市北山本道地籍の一ノ橋の右岸橋台の上流端 | 茅野市及び北佐久 郡立科町 |
| 内 区 第 2 号 | 第 1 種 区 画 漁 業 | こい小割式養殖業 | 漁業 | 諏訪湖全域 | 諏訪湖全域 | 岡谷市、諏訪市及 び諏訪郡下諏訪町 |

園芸特産課

長野県告示第468号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年 9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 施行者の名称
飯 島 町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
飯島都市計画下水道事業 飯島町公共下水道
- 3 事業施行期間

平成 6年12月 5日から

平成22年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成 6年長野県告示第851号の事業地に、七久保を加える。

(2) 使用の部分

平成 6年長野県告示第851号、平成12年長野県告示第351号の事業地のうち、飯島において事業地を変更し、また、七久保を加える。

下水道課

長野県告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年10月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年 9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岡谷茅野線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--|-----|---------------|--------------|
| 岡谷市中央町二丁目5363番の1地先から 岡谷市天竜町三丁目5392番の2地先まで | 旧 | 8.0~16.5 m | 0.2058 km |
| 同 上 | 新 | 8.0~45.0 | 0.7857 |

道路維持課

長野県告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年10月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年 9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 路線名 岡谷茅野線
- 2 供用を開始する区間
岡谷市中央町二丁目5363番の1地先から
岡谷市天竜町三丁目5348番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成15年10月1日

道路維持課

長野県告示第471号

昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部を次のように改正します。

平成15年 9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

別表第2中

「 ” 長野市場団地支店 ” 」を
「 ” 南支店市場出張所 ” 」に、
「 ” 小田切支店 ” を
” 瀬脇出張所 ” 」
「 ” 小田切支店 ” 」に、
「 ” 富士里支店 ” を
” 本町出張所 ” 」
「 ” 富士里支店 ” 」に、
「 ” 第一支所 ”
” 三輪出張所 ” を
” 西長野出張所 ” 」

「 〃 第一支所 〃 」に、
 「 〃 安茂里支所 〃
 〃 長野駅東口支所 〃 を
 〃 小市出張所 〃 」
 「 〃 安茂里支所 〃 」に改め
 る。

会計課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年9月29日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
歩道用小型除雪機械(手押しタイプ) 12台
- (2) 物品等の特質
入札説明書のとおり
- (3) 納入期限
平成15年11月28日
- (4) 納入場所
入札説明書のとおり
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
 長野県総務部管財課
 電話 026(235)7079

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含みます。)
ア 日時 平成15年10月14日 午前11時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県総務部管財課
 - (3) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成15年10月14日 午後3時30分
イ 場所 長野県庁本館入札室
 - (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (7) 契約書作成の可否
必要とします。
 - (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年9月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年9月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 夢田舎・信州田舎暮らしの会
- 3 代表者の氏名
木原一夫
- 4 主たる事務所の所在地
飯山市大字豊田6786番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、長野県飯山市にある地域の歴史、文化、風土、人